

(別添)「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について」の一部改正

改正後	現行
<p>21 文科高第 880 号 社援発 0325 第 11 号 平成 22 年 3 月 25 日 〔第一次改正〕 平成 25 年 3 月 28 日 24 文科高第 1077 号 社援発 0328 第 18 号 〔第二次改正〕 平成 27 年 3 月 31 日 26 文科高第 1161 号 社援発 0331 第 49 号 〔第三次改正〕 平成 28 年 4 月 1 日 28 文科高第 226 号 社援発 0401 第 44 号 〔第四次改正〕 平成 29 年 3 月 30 日 28 文科高第 1194 号 社援発 0330 第 26 号 <u>〔第五次改正〕</u> <u>平成 30 年 8 月 7 日</u> <u>30 文科高第 328 号</u> <u>社援発 0807 第 5 号</u></p> <p>各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿 各 社 会 福 祉 士 学 校 及 び 介 護 福 祉 士 学 校 を 置 く 国 公 私 立 大 学 長 各 関 係 団 体 の 長 各 地 方 厚 生 (支) 局 長 各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長</p>	<p>21 文科高第 880 号 社援発 0325 第 11 号 平成 22 年 3 月 25 日 〔第一次改正〕 平成 25 年 3 月 28 日 24 文科高第 1077 号 社援発 0328 第 18 号 〔第二次改正〕 平成 27 年 3 月 31 日 26 文科高第 1161 号 社援発 0331 第 49 号 〔第三次改正〕 平成 28 年 4 月 1 日 28 文科高第 226 号 社援発 0401 第 44 号 〔第四次改正〕 平成 29 年 3 月 30 日 28 文科高第 1194 号 社援発 0330 第 26 号</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿 各 社 会 福 祉 士 学 校 及 び 介 護 福 祉 士 学 校 を 置 く 国 公 私 立 大 学 長 各 関 係 団 体 の 長 各 地 方 厚 生 (支) 局 長 各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長</p>

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定による学校又は養成施設（以下「養成施設等」という。）並びに同法第40条第2項第4号の規定による高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）若しくは法附則第2条第1項各号の規定による高等学校又は中等教育学校（以下「特例高等学校等」という。）の設置者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第5条に基づき、毎学年度開始後2月以内に、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第10条及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）第11条（附則第2条第2項で準用する第11条を含む。）に定める事項を主務大臣（法第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定による養成施設の指定を受けた養成施設の設置者については、その所在地を管轄する都道府県知事）に報告しなければならないこととされているが、今般、当該報告の様式について所要の改正を行ったので、通知します。

【本件担当】

文部科学省
初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室助成係
電話：03-5253-4111（内線2383）

文部科学省
高等教育局医学教育課医療技術係
電話：03-5253-4111（内線3326）

厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室資格・試験係
電話：03-5253-1111（内線2845）

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定による学校又は養成施設（以下「養成施設等」という。）並びに同法第40条第2項第4号の規定による高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）若しくは法附則第2条第1項各号の規定による高等学校又は中等教育学校（以下「特例高等学校等」という。）の設置者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第5条に基づき、毎学年度開始後2月以内に、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第10条及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）第11条（附則第2条第2項で準用する第11条を含む。）に定める事項を主務大臣（法第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定による養成施設の指定を受けた養成施設の設置者については、その所在地を管轄する都道府県知事）に報告しなければならないこととされているが、今般、当該報告の様式について所要の改正を行ったので、通知します。

【本件担当】

文部科学省
初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室助成係
電話：03-5253-4111（内線2383）

文部科学省
高等教育局医学教育課医療技術係
電話：03-5253-4111（内線3326）

厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室資格・試験係
電話：03-5253-1111（内線2845）

(別紙様式1) (略)

社会福祉養成施設等報告書

1 施設の概要

(1) 養成施設等の名称					
(2) 養成施設等の所在地	〒 -				
(3) 設置者	名称				
	代表者氏名				
	所在地	〒 -			
(4) 種類等	種類	1学年の定員	学級数	1学級の定員	修業年限
	該当番号() (昼間・夜間・通信)				
(5) 養成施設等の長の氏名			(6) 開設年月日		
(7) 専任教員の人数	(8) 実習施設の数		在宅その他		
			入所施設		
(9) 情報開示の状況	ホームページによる公表		(有・無) 【ホームページ URL : _____】		
	その他の方法による公表		【情報開示の方法 : _____】		
(10) 専任事務職員氏名	(11) 連絡先		Tel :		
			Fax :		
			E-mail :		

(注) (略)

2 当該年度の学年別学生数等

(1) (略)

(別紙様式1) (略)

社会福祉養成施設等報告書

1 施設の概要

(1) 養成施設等の名称					
(2) 養成施設等の所在地	〒 -				
(3) 設置者	名称				
	代表者氏名				
	所在地	〒 -			
(4) 種類等	種類	1学年の定員	学級数	1学級の定員	修業年限
	該当番号() (昼間・夜間・通信)				
(5) 校長の氏名			(6) 開設年月日		
(7) 専任教員の人数	(8) 実習施設の数		在宅その他		
			入所施設		
(9) 情報開示の状況	ホームページによる公表		(有・無) 【ホームページ URL : _____】		
	その他の方法による公表		【情報開示の方法 : _____】		
(10) 専任事務職員氏名	(11) 連絡先		Tel :		
			Fax :		
			E-mail :		

(注) (略)

2 当該年度の学年別学生数等

(1) (略)

(2) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数	
		留年・編入等による増減	
		増加	減少
第1学年			
第2学年			
第3学年			
第4学年			
合計			

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
 2 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。
 3 「留年・編入等による増減」には、在籍者数のうち、当該学年に係る本来の入学者と
 は別に留年や編入、退学等による在籍者がいる場合には、その数を増加・減少別に記載
 すること。

(3) (略)

3～6 (略)

(別紙様式2) (略)

介護福祉士養成施設等報告書

1 (略)

2 当該年度の学年別学生数等

(1) 当該学年度の入試状況

	第1学年の 入学定員 【a】	受験者数	合格者数	入学者数 【b】	充足率 【b/a×100】
総数					
外国人留学生					

- (注) 1 「受験者数」には、受験申込を行った者のうち、受験者の人数を記載すること。
 2 「入学者数」には、入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日までに入学を辞退
 した者を除いた人数を記載すること。
 3 「総数」には、外国人留学生を含むこと。
 4 「外国人留学生」には、総数のうち、外国人留学生（在留資格「留学」により日本国
 内に留学した者をいう。以下同じ。）の人数を記載すること。

(2) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年		
第2学年		
第3学年		
第4学年		
合計		

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
 2 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) (略)

3～6 (略)

(別紙様式2) (略)

介護福祉士養成施設等報告書

1 (略)

2 当該年度の学年別学生数等

(1) 当該学年度の入試状況

第1学年の 入学定員 【a】	受験者数	合格者数	入学者数 【b】	充足率 【b/a×100】

- (注) 1 「受験者数」には、受験申込を行った者のうち、受験者の人数を記載すること。
 2 「入学者数」には、入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日までに入学を辞退
 した者を除いた人数を記載すること。

(2) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数		
		外国人留学生	留年・編入等による増減	
			増加	減少
第1学年				
第2学年				
第3学年				
第4学年				
合計				

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
 2 「在籍者数」には、外国人留学生や留年者・編入者等を含むこと。
 3 「外国人留学生」には、在籍者数のうち、外国人留学生の人数を記載すること。
 4 「留年・編入等による増減」には、在籍者数のうち、当該学年に係る本来の入学者と別に留年や編入、退学等による在籍者がいる場合には、その人数を増加・減少別に記載すること。

(3) (略)

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 法第40条第2項第1号の規定による養成施設等

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数【a】	実授業時間数【b】	学則上の時間数との差【b-a】
人間と社会	人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解 人間と社会に関する選択科目	30以上 60以上 60以上 -	時間	時間	時間
	小計	240			
介護	介護の基本	180			
	コミュニケーション技術	60			
	生活支援技術	300			
	介護過程	150			
	介護総合演習	120			
	介護総合演習	450			
	介護実習 (介護実習Ⅰの計) (介護実習Ⅱの計)	- 150以上			

(2) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年		
第2学年		
第3学年		
第4学年		
合計		

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
 2 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) (略)

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 法第40条第2項第1号の規定による養成施設等

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数【a】	実授業時間数【b】	学則上の時間数との差【b-a】
人間と社会	人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解 人間と社会に関する選択科目	30以上 30以上 60以上 -	時間	時間	時間
	小計	240			
介護	介護の基本	180			
	コミュニケーション技術	60			
	生活支援技術	300			
	介護過程	150			
	介護総合演習	120			
	介護総合演習	450			
	介護実習 (介護実習Ⅰの計) (介護実習Ⅱの計)	- 150以上			

	小計	1,260			
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	120			
	発達と老化の理解	60			
	認知症の理解	60			
	障害の理解	60			
	小計	300			
医療的ケア	医療的ケア（基本研修） （演習） （実地研修）	50 - -			
	小計	50			
	合計	1,850			

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
- 2 本表は、新カリキュラム（「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について（平成30年8月7日社援発0807第2号）又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について（平成30年8月7日30文科高第327号・社援発0807第3号）による改正後の「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社援発第0328001号）」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日19文科高第918号・社援発第0328004号）」による。以下同じ。）を履修して卒業する学年から作成すること。
改正前のカリキュラム（以下「旧カリキュラム」という。）が適用となる学年については、従前の本様式により学年ごとに作成すること。
- 3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
- 4 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合には「-」を記入すること。
- 5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
- 6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第132号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」（平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号）により改正することとされたカリキュラムを履修する学年分から作成すること。

(2) 法第40条第2項第2号に基づく養成施設等

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数 【a】	実授業時間数 【b】	学則上の時間数との差 【b-a】
介護		時間	時間	時間	時間

	小計	1,260			
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60			
	認知症の理解	60			
	障害の理解	60			
	こころとからだのしくみ	120			
	小計	300			
医療的ケア	医療的ケア（基本研修） （演習） （実地研修）	50 - -			
	小計	50			
	合計	1,850			

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
- 2 本表は、旧カリキュラム（「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社援発第0328001号）」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日19文科高第918号・社援発第0328004号）」による。以下同じ。）を履修して卒業する学年から作成すること。
- 3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
- 4 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合には「-」を記入すること。
- 5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
- 6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第132号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」（平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号）により改正することとされた新カリキュラムを履修する学年分から作成すること。

(2) 法第40条第2項第2号に基づく養成施設等

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数 【a】	実授業時間数 【b】	学則上の時間数との差 【b-a】
介護		時間	時間	時間	時間

	介護の基本	180			
	コミュニケーション技術	60			
	生活支援技術	300			
	介護過程	150			
	介護総合演習	60			
	介護実習	270			
	(介護実習Ⅰの計)	-			
	(介護実習Ⅱの計)	90以上			
	小計	1,020			
こころとからだのしくみ	<u>こころとからだのしくみ</u>	<u>60</u>			
	発達と老化の理解	30			
	認知症の理解	30			
	障害の理解	30			
	小計	150			
医療的ケア	医療的ケア（基本研修）	50			
	（演習）	-			
	（実地研修）	-			
	小計	50			
	合計	1,220			

- (注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。
2 本表は、新カリキュラムを履修して卒業する学年から作成すること。
旧カリキュラムが適用となる学年については、従前の本様式により学年ごとに作成すること。
3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
4 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合には「-」を記入すること。
5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第132号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」（平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号）により改正することとされたカリキュラムを履修する学年分から作成すること。

(3) 法第40条第2項第3号に基づく養成施設等

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数【a】	実授業時間数【b】	学則上の時間数との差【b-a】
人間と		時間	時間	時間	時間

	介護の基本	180			
	コミュニケーション技術	60			
	生活支援技術	300			
	介護過程	150			
	介護総合演習	60			
	介護実習	270			
	(介護実習Ⅰの計)	-			
	(介護実習Ⅱの計)	90以上			
	小計	1,020			
こころとからだのしくみ	<u>発達と老化の理解</u>	<u>30</u>			
	<u>認知症の理解</u>	<u>30</u>			
	<u>障害の理解</u>	<u>30</u>			
	<u>こころとからだのしくみ</u>	<u>60</u>			
	小計	150			
医療的ケア	医療的ケア（基本研修）	50			
	（演習）	-			
	（実地研修）	-			
	小計	50			
	合計	1,220			

- (注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。
2 本表は、新カリキュラムを履修して卒業する学年から作成すること。
3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
4 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合には「-」を記入すること。
5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第132号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」（平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号）により改正することとされた新カリキュラムを履修する学年分から作成すること。

(3) 法第40条第2項第3号に基づく養成施設等

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数【a】	実授業時間数【b】	学則上の時間数との差【b-a】
人間と		時間	時間	時間	時間

社会	社会の理解	15			
	小計	15			
介護	介護の基本	180			
	コミュニケーション技術	60			
	生活支援技術	300			
	介護過程	150			
	介護総合演習	60			
	介護総合演習	210			
	介護実習 (介護実習Ⅰの計) (介護実習Ⅱの計)	- 70以上			
小計	960				
こころとからだのしくみ	<u>こころとからだのしくみ</u>	<u>60</u>			
	発達と老化の理解	30			
	認知症の理解	60			
	障害の理解	30			
	小計	180			
医療的ケア	医療的ケア（基本研修） （演習） （実地研修）	50 - -			
	小計	50			
	合計	1,205			

- (注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。
2 本表は、新カリキュラムを履修して卒業する学年から作成すること。
旧カリキュラムが適用となる学年については、従前の本様式により学年ごとに作成すること。
3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
4 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合は「-」を記入すること。
5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第132号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」（平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号）により改正することとされたカリキュラムを履修する学年分から作成すること。

4 (略)

社会	社会の理解	15			
	小計	15			
介護	介護の基本	180			
	コミュニケーション技術	60			
	生活支援技術	300			
	介護過程	150			
	介護総合演習	60			
	介護総合演習	210			
	介護実習 (介護実習Ⅰの計) (介護実習Ⅱの計)	- 70以上			
小計	960				
こころとからだのしくみ	<u>発達と老化の理解</u>	<u>30</u>			
	<u>認知症の理解</u>	<u>60</u>			
	<u>障害の理解</u>	<u>30</u>			
	<u>こころとからだのしくみ</u>	<u>60</u>			
	小計	180			
医療的ケア	医療的ケア（基本研修） （演習） （実地研修）	50 - -			
	小計	50			
	合計	1,205			

- (注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。
2 本表は、旧カリキュラムを履修して卒業する学年から作成すること。
3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
4 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合は「-」を記入すること。
5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第132号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」（平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号）により改正することとされた新カリキュラムを履修する学年分から作成すること。

4 (略)

5 前年度における卒業生の状況

(1) 卒業生の状況

	前々年度までの 卒業生の累計 【a】	前年度の卒業生数 【b】	卒業生の合計 【a+b】
総数			
外国人留学生			

- (注) 1 「総数」には、外国人留学生を含むこと。
 2 「外国人留学生」には、総数のうち、外国人留学生の人数を記載すること。
 3 「外国人留学生」のうち「前々年度までの卒業生の累計」には、平成30年度の卒業生数から累計に計上すること。

(2) 介護福祉士国家試験の受験状況

	受験者数 【a】	合格者数 【b】	合格率 【b/a×100】
総数			
外国人留学生			

- (注) 1 本表は、平成28年度以降の報告から記載すること。
 2 「受験者数」には、前学年度における卒業生のうち、介護福祉士国家試験の受験者数を記載すること。
 3 「合格者数」には、前学年度における卒業生のうち、介護福祉士国家試験の合格者数を記載すること。
 4 「総数」には、外国人留学生を含むこと。
 5 「外国人留学生」には、総数のうち、外国人留学生の人数を記載すること。

(3) 前年度卒業生の進路

就職先	卒業生数	
	外国人留学生	
①居宅サービス事業所等（基準該当事業所を含む。）		
②介護保険施設		
③障害福祉サービス事業所（基準該当事業所を含む。）		
④障害者支援施設		
⑤保護施設		
⑥児童福祉施設		
⑦社会福祉協議会		
⑧その他		
⑨公務員	国	
	都道府県	

5 前年度における卒業生の状況

(1) 卒業生の状況

	前々年度までの 卒業生の累計 【a】	前年度の卒業生数 【b】	卒業生の合計 【a+b】

(

(2) 介護福祉士国家試験の受験状況

	受験者数 【a】	合格者数 【b】	合格率 【b/a×100】

- (注) 1 本表は、平成28年度以降の報告から記載すること。
 2 「受験者数」には、前学年度における卒業生のうち、介護福祉士国家試験の受験者数を記載すること。
 3 「合格者数」には、前学年度における卒業生のうち、介護福祉士国家試験の合格者数を記載すること。

(3) 前年度卒業生の進路

就職先	卒業生数
①居宅サービス事業所等（基準該当事業所を含む。）	
②介護保険施設	
③障害福祉サービス事業所（基準該当事業所を含む。）	
④障害者支援施設	
⑤保護施設	
⑥児童福祉施設	
⑦社会福祉協議会	
⑧その他	
⑨公務員	国
	都道府県

	市（区）町村		
⑩医療機関			
⑪他産業			
⑫進学			
⑬未就労			
合計			

- (注) 1 「卒業生数」には、働きながら養成施設等に在籍している学生であって、在籍時と同じ職場で働き続ける者も含むこと。
 2 「合計」には、5の(1)のb欄と一致させること。
 3 「居宅サービス事業所等」には、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所を含むこと。
 4 「外国人留学生」には、卒業生数のうち、外国人留学生の人数を記載すること。

6 (略)

(別紙様式3) (略)

福祉系高等学校等、特例高等学校等報告書

1 (略)

2 当該年度の額選別生徒数等

(1) (略)

(2) 学年別生徒数

学年	各学年の定員	在籍者数	
		留年・編入等による増減 増加	減少
第1学年			
第2学年			
第3学年			
第4学年			
合計			

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
 2 単位制による課程の生徒については、在学すべき期間をもって便宜相当する各学年の欄に記載すること。
 3 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。
 4 「留年・編入等による増減」には、在籍者数のうち、当該学年に係る本来の入学者と別に留年や編入、退学等による在籍者がいる場合には、その数を増加・減少別に記載すること。

	市（区）町村		
⑩医療機関			
⑪他産業			
⑫進学			
⑬未就労			
合計			

- (注) 1 「卒業生数」には、働きながら養成施設等に在籍している学生であって、在籍時と同じ職場で働き続ける者も含むこと。
 2 「合計」には、5の(1)のb欄と一致させること。
 3 「居宅サービス事業所等」には、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所を含むこと。

6 (略)

(別紙様式3) (略)

福祉系高等学校等、特例高等学校等報告書

1 (略)

2 当該年度の額選別生徒数等

(1) (略)

(2) 学年別生徒数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年		
第2学年		
第3学年		
第4学年		
合計		

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
 2 単位制による課程の生徒については、在学すべき期間をもって便宜相当する各学年の欄に記載すること。
 3 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) (略)

3～6 (略)

(別紙様式4) (略)

介護福祉士実務者養成施設等報告書

1 (略)

2 当該学年の学年別学生数等

(1) 当該学年度の入所等状況

第1学年の 入学定員 【a】	入学者数 【b】	充足率 【b/a×100】

(注) 1 「第1学年の入学定員」には、当該年度に複数回開講する場合には複数回分の入学定員を記載すること。

2 「入学者数」には、第1学年の入学定員のうち、当該年度5月1日時点の入学者数(入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日までに入学を辞退した者を除いた人数)を記載すること。

(2) 前年度における開講回数別入所者数等

回数	開講期間	面接授業の開催 場所	各回の定員	在籍者数
第 回				
第 回				
第 回				
第 回				
第 回				
合計				

(注) 1 本表は、前年度の状況について記載すること。開講期間が複数の年度にまたがる場合は、開講開始日が当該前年度に属するものについて記載すること。

2 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) (略)

3～6 (略)

(別紙様式4) (略)

介護福祉士実務者養成施設等報告書

1 (略)

2 当該学年の学年別学生数等

(1) 当該学年度の入所等状況

第1学年の 入学定員 【a】	合格者数 【b】	充足率 【b/a×100】

(注) 1 「受験者数」には、受験申込を行った者のうち、受験者の人数を記載すること。

2 「入学者数」には、入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日までに入学を辞退した者を除いた人数を記載すること。

(2) 前年度における開講回数別入所者数等

回数	開講期間	面接授業の開催 場所	各回の定員	在籍者数
第 回				
第 回				
第 回				
第 回				
第 回				
合計				

(注) 1 本表は、前年度の状況について記載すること。

2 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数	
		留年・編入等による増減	
		増加	減少
第1学年			
第2学年			
第3学年			
第4学年			
合計			

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
2 第2学年以下の欄は、修業年限が1年を超える場合に使用すること。修業年限が4年を超える場合には適宜欄を追加すること。
3 当該年度に複数回開講する場合には複数回分の各学年の定員を記載すること。
4 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。
5 「留年・編入等による増減」には、在籍者数のうち、当該学年に係る本来の入学者とは別に留年や編入、退学等による在籍者がいる場合には、その人数を増加・減少別に記載すること。

(4) (略)

(3) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年		
第2学年		
第3学年		
第4学年		
合計		

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
2 第2学年以下の欄は、修業年限が1年を超える場合に使用すること。修業年限が4年を超える場合には適宜欄を追加すること。
3 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(4) (略)

3 前年度における教育の実施状況等
法第40条第2項第5号の規定による養成施設等

科目	指定規則上の時間数【a】	学則上の時間数【b】	実授業時間数【c】	学則上の時間数との差【b-a】	面接授業の授業時間数
	時間	時間		時間	時間
人間の尊厳と自立	5				
社会の理解Ⅰ	5				
社会の理解Ⅱ	30				
介護の基本Ⅰ	10				
介護の基本Ⅱ	20				
コミュニケーション技術	20				
生活支援技術Ⅰ	20				
生活支援技術Ⅱ	30				
介護過程Ⅰ	20				
介護過程Ⅱ	25				
介護過程Ⅲ	45				
<u>こころとからだのしくみⅠ</u>	<u>20</u>				
<u>こころとからだのしくみⅡ</u>	<u>60</u>				
<u>発達と老化の理解Ⅰ</u>	<u>10</u>				
<u>発達と老化の理解Ⅱ</u>	<u>20</u>				
<u>認知症の理解Ⅰ</u>	<u>10</u>				
<u>認知症の理解Ⅱ</u>	<u>20</u>				
<u>障害の理解Ⅰ</u>	<u>10</u>				
<u>障害の理解Ⅱ</u>	<u>20</u>				
医療的ケア（基本研修）	50				
（演習）	-				
（実地研修）	-				
合計	450				

(注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。

2 本表は、新カリキュラム（「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について）（平成30年8月7日社援発0807第2号）又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について（平成30年8月7日30文科高第327号・社援発0807第3号）による改正後の「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社援発第0328001号）」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日19文科高第918号・社援発第0328004号）」による。以下同じ。）を履修して卒業する学年から作成すること。

改正前のカリキュラムが適用となる場合については、従前の本様式により作成すること。

3 前年度における教育の実施状況等
法第40条第2項第5号の規定による養成施設等

科目	指定規則上の時間数【a】	学則上の時間数【b】	実授業時間数【c】	学則上の時間数との差【b-a】	面接授業の授業時間数
	時間	時間		時間	時間
人間の尊厳と自立	5				
社会の理解Ⅰ	5				
社会の理解Ⅱ	30				
介護の基本Ⅰ	10				
介護の基本Ⅱ	20				
コミュニケーション技術	20				
生活支援技術Ⅰ	20				
生活支援技術Ⅱ	30				
介護過程Ⅰ	20				
介護過程Ⅱ	25				
介護過程Ⅲ	45				
<u>発達と老化の理解Ⅰ</u>	<u>10</u>				
<u>発達と老化の理解Ⅱ</u>	<u>20</u>				
<u>認知症の理解Ⅰ</u>	<u>10</u>				
<u>認知症の理解Ⅱ</u>	<u>20</u>				
<u>障害の理解Ⅰ</u>	<u>10</u>				
<u>障害の理解Ⅱ</u>	<u>20</u>				
<u>こころとからだのしくみⅠ</u>	<u>20</u>				
<u>こころとからだのしくみⅡ</u>	<u>60</u>				
医療的ケア（基本研修）	50				
（演習）	-				
（実地研修）	-				
合計	450				

(注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。

と。

3 修業年限が1年を超える場合には、「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記載すること。

4 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合、「-」を記入すること。

5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。

4 （略）

5 前年度における卒業生（修了者）の状況

（1）卒業生（修了者）の状況

前々年度までの卒業生 （修了者）の累計 【a】	前年度の卒業生（修了者）数 【b】	卒業生（修了者）の合計 【a+b】

（注） 1 「前年度の卒業生（修了者）数」には、開講期間が複数の年度にまたがる場合は、開講開始日が当該前年度に属するものについて記載すること。

6 （略）

2 修業年限が1年を超える場合には、「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。

3 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合、「-」を記入すること。

4 （略）

5 前年度における卒業生（修了者）の状況

（1）卒業生（修了者）の状況

前々年度までの卒業生 （修了者）の累計 【a】	前年度の卒業生（修了者）数 【b】	卒業生（修了者）の合計 【a+b】

6 （略）